

米国関税措置対策

中小企業信用保証料助成制度創設のご案内

本市では、米国関税措置の影響を受ける中小企業者を支援するため、中小企業振興特別資金（米国関税措置対策分）の借り入れにかかる信用保証料の助成制度を創設します。

<制度概要>

助成対象者	中小企業振興特別資金（米国関税措置対策分） の融資を受け、信用保証協会の信用保証料を納付した中小企業者及び組合（個人事業主を含む） ※借換分については、令和7年3月31日までに実行した金沢市制度融資資金を上記対象資金に借換した場合のみ対象。
助成経費	令和7年6月24日～令和8年3月31日までの期間に実行された上記融資に係る信用保証料
助成限度額	新規分：40万円（万円未満切り捨て） 借換分：80万円（万円未満切り捨て） ※信用保証料の額が40万円を超える場合は、 $40\text{万円} + (\text{信用保証料} - 40\text{万円}) \times 1/2$ で 積算した額を助成額とします。
申込先	金沢市経済局産業政策課
必要書類	・ 交付申請書 ・ 請求書 ・ 信用保証料計算書又は信用保証書の写し ・ 融資等実行証明書 ・ 本市が発行する納税証明書 (法人の場合：法人市民税、 個人事業主の場合：市民税・県民税)
留意事項	・ 繰上償還により信用保証料が還付となる場合は、助成金の返還手続きが必要となるため、その場合は市へ必ずご連絡ください。 ・ 保証の付保等については、石川県信用保証協会の定めのとおりとします。

<お問い合わせ> 金沢市経済局 産業政策課

TEL：076-220-2204 E-mail：sansei@city.kanazawa.lg.jp